平成２１年（フ）第９６０号
仙台市青葉区花壇５番５号
債務者　石川　　武
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９６６号
仙台市太白区中田町字鎌ヶ淵84番地の２　セザール第二南仙台408
債務者　初澤　富子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９８７号
仙台市若林区木ノ下２丁目１番33―301号
債務者　須藤　容子（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
愛知県岩倉市中央町３丁目37番地
債務者　関戸　　守
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８２号
三重県伊賀市ゆめが丘６丁目28番地の８
債務者　田中　里恵
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第５９７号
京都府宇治市五ケ庄福角１番地の１　市営住宅２棟305号、住民票上の住所京都府宇治市五ケ庄野添57番地の２　市営住宅４棟305号
債務者　藤野塗装・ベストペイントこと　藤野武和
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９７３号
京都市下京区西七条南中野町72番地３
債務者　松村　　操
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６３号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字下赤田７番地の14
債務者　エムエイドカンパニーこと　吉田　純子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７０号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島１棟403号
債務者　谷本　邦夫
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７５号
京都市西京区下津林南大般若町59番地　メゾンシャトレ308
債務者　津田隆滋こと　呉　　龍二
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７９号
京都府向日市寺戸町東野辺41番地の９
債務者　足立　雅行
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１００号
京都市西京区松尾木ノ曽町26番地の23
債務者　新山富美子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１６号
京都市北区西賀茂蟹ケ坂町45番地３
債務者　ＢＩＫＥ　ＳＨＯＰ　ｍｏ２こと　内田　健一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６８号
京都市左京区古川町通仁王門下る西入東門前町523番地
債務者　古川　昌幸
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８１号
兵庫県豊岡市伏238番地　モダンクリスタル205、前住所鳥取県鳥取市興南町51番地　アイシス205号
債務者　岡島　志帆
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第９９３号
広島市安佐南区相田３丁目27番８号
債務者　清水　　進
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０１４号
広島市西区己斐大迫３丁目14番５号
債務者　武田美恵子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所民事第４部